

日本病院会 病院総合医
育成プログラム基準【細則】

I. 参加要件・対象病院について

1. 参加要件と対象病院

II. 研修対象者・名称について

1. 研修の対象者と名称

III. 研修について

1. 研修の期間
2. 研修の受入人数

IV. 育成プログラム（カリキュラム）について

1. 育成プログラム（カリキュラム）の作成
2. 育成プログラム（カリキュラム）の認定
3. 育成プログラム（カリキュラム）の認定料

V. 他施設での研修について

1. 他施設での研修
2. 病院総合専修医の給与、保険等
3. 研修時の責任

VI. 病院経営・管理のスキルの習得について

1. 各種講習会・セミナー等への参加

VII. 研修の評価について

1. 研修評価
2. 病院総合専修医の修了
3. 病院総合医の認定
4. 病院総合医の認定料

VIII. 申請・登録について

1. 育成プログラム（カリキュラム）の申請
2. 病院総合専修医の登録
3. 病院総合医の申請

IX. 病院総合指導医について

1. 病院総合指導医の要件

X. 病院総合医の更新について

1. 病院総合医の更新
2. 更新の要件
3. 病院総合医の更新料

XI. 研修の休止、辞退について

1. 研修の休止
2. 研修の復帰
3. 研修の辞退

XII. 本細則の運用について

日本病院会 病院総合医 育成プログラム基準【細則】

I. 参加要件・対象病院について

1. 参加要件と対象病院

「日本病院会 病院総合医 育成プログラム基準」の理念に賛同し、病院総合医を育成することを目指す日本病院会の会員病院とする。

II. 研修対象者・名称について

1. 研修の対象者と名称

卒後 6 年目以降の医師とする。高い倫理観、人間性、社会性をもって総合的な医療を展開し、将来の管理者候補として期待される人材。病院総合医を目指す医師の名称を「病院総合専修医」とする。

III. 研修について

1. 研修の期間

原則として 2 年間の研修を行う。ただし、病院総合医育成プログラム基準の「到達目標」を十分達成すると病院総合指導医及び病院管理者が責任をもって認めた場合には、1 年間研修期間を短縮することが可能である。

2. 研修の受入人数

病院総合医を育成する際は、病院総合指導医または病院管理者 1 名に対し、病院総合専修医 3 名程度まで可能とする。

IV. 育成プログラム（カリキュラム）について

1. 育成プログラム（カリキュラム）の作成

育成プログラム（カリキュラム）は、病院総合医育成プログラム基準に沿って研修を実施する施設が作成する。作成の際には、モデルプログラム（カリキュラム）を参考とされたい。

育成プログラム（カリキュラム）には、施設で実施できる症候・症例や外部で受ける講習会・セミナー等の参加状況をチェックする「チェックリスト」を付すこと。

2. 育成プログラム（カリキュラム）の認定

作成した育成プログラム（カリキュラム）は、日本病院会の病院総合医認定委員会に申請し、認定を得る。審査の結果、不足と判断された場合は、修正を行い再提出する。

3. 育成プログラム（カリキュラム）の認定料

育成プログラム（カリキュラム）が認定された場合、3万円（税込）の認定料を日本病院会に納入する。

V. 他施設での研修について

1. 他施設での研修

自院のみでの研修が困難な場合は、他施設で研修を行い、認定に必要な評価項目を達成させることができる。

2. 病院総合専修医の給与、保険等

他施設での研修を行う者の給与、雇用保険等については、原則として派遣元が支払う。概ね3ヶ月を超えて他施設で研修を行う場合は、派遣元と研修先で協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

3. 研修時の責任

他施設での研修を行う者は、個人において医師賠償責任保険等に加入することが望ましい。仮に研修時に事故や不祥事等を起こした場合、派遣元、研修先、本人の三者で協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

VI. 病院経営・管理のスキルの習得について

1. 各種講習会・セミナー等への参加

臨床研修指導医講習を修了することを必須とする。また、医療安全管理者となること及び感染制御の知識を習得することを推奨する。

日本病院会等が主催する各種講習会・セミナー等への参加については、修了証の発行をもって習得したものとする。

<日本病院会が主催する講習会・セミナーの一例>

- 臨床研修指導医講習会
- 医療安全管理者養成講習会
- 医療安全管理者養成講習会 アドバンストコース
- 感染対策担当者のためのセミナー
- 医師・歯科医師とメディカルスタッフのための栄養管理セミナー
- 院長・副院長のためのトップマネジメント研修
- 病院長・幹部職員セミナー

VII. 研修の評価について

1. 研修評価

病院総合専修医は、病院総合医育成プログラム基準の「研修の評価」にあるレポートを作成し、病院総合指導医及び病院管理者に提出する。病院総合指導医及び病院管理者は、病院総合医育成プログラム基準に沿って、責任をもって評価を行う。

2. 病院総合専修医の修了

病院総合専修医が研修を修了し、病院総合指導医及び病院管理者が病院総合医として推薦できる人物であると判断した場合、修了証明書を施設が発行する。発行した修了証明書は、病院総合医の申請時に提出する。

3. 病院総合医の認定

日本病院会の病院総合医認定委員会に申請し、認定を得る。審査の結果、達成度が不十分と判断された場合は、期間を延長して研修を行い、再申請する。

4. 病院総合医の認定料

病院総合医として認定された場合、1万5千円（税込）の認定料を日本病院会に納入する。なお、認定証の紛失等で再発行が必要な場合は、5千円（税込）の手数料を日本病院会に納入する。

VIII. 申請・登録について

1. 育成プログラム（カリキュラム）の申請

育成プログラムは、申請受付期間内に育成プログラム申請書と育成プログラム（カリキュラム）、チェックリストを提出すること。

2. 病院総合専修医の登録

育成プログラムが認定された施設は、登録受付期間内に病院総合専修医登録用紙を提出すること。

3. 病院総合医の申請

病院総合専修医が所定の研修を修了し、病院総合指導医及び病院管理者が病院総合医として推薦できる人物であると判断した場合には、申請受付期間内に病院総合医認定申請書とチェックリスト、各スキルに関するレポート、臨床研修指導医講習会修了証の写し、ならびに、施設が発行した修了証明書を提出すること。

IX. 病院総合指導医について

1. 病院総合指導医の要件

病院総合指導医は、臨床研修指導医講習を修了した者または病院管理者とし、指導に責任を負う。

X. 病院総合医の更新について

1. 病院総合医の更新

日本病院会認定の病院総合医は、5年ごとに更新が必要となる。

2. 更新の要件

更新には、医療安全管理や医療政策等の講習会・セミナー等に定期的に参加し、状況の変化に適応できる能力を養うことが望ましい。

3. 病院総合医の更新料

病院総合医の更新の際は、1万5千円（税込）の更新料を日本病院会に納入する。

XI. 研修の休止、辞退について

1. 研修の休止

海外留学、災害、病気療養、出産、その他やむを得ない理由により病院総合専修医が研修を休止する際は、事前に理由を付した書面にて病院総合医認定委員会に申し出ること。

2. 研修の復帰

先に述べた理由により研修を休止した病院総合専修医が研修に復帰する際は、事前に書面にて病院総合医認定委員会に申し出ること。過去に受けた研修期間を合算し、所定の期間を研修に充てること。

3. 研修の辞退

海外留学、災害、病気療養、出産、その他やむを得ない理由により病院総合専修医が研修を辞退する際は、事前に理由を付した書面にて病院総合医認定委員会に申し出ること。なお、既に納入した認定料等の諸費用は返却しない。

XII. 本細則の運用について

病院総合医育成プログラム基準ならびに本細則で規定するもののほか、運用に必要な事項については、適宜変更する。

附則

日本病院会 病院総合医 育成プログラム基準【細則】

2017年 9月30日 理事会 制定

2018年 7月28日 一部改訂